

奈良県南部・東部振興基本計画の改定案について

- 現行の「奈良県南部・東部振興基本計画」（令和3～7年度）は、今年度末に期限を迎える。
- 本計画は「奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例」第8条の「南部・東部地域の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画」に位置づけるもの。

○基本計画の概要と主な変更点

【基本計画の概要】

- 対象期間：令和8～12年度（5年間）

●対象地域：

南部・東部19市町村（条例対象地域と同じ）
五條市・御所市・宇陀市・山添村・曾爾村・御杖村
高取町・明日香村・吉野町・大淀町・下市町・黒滝村
天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村
川上村・東吉野村

●記載項目：

- 第1章 基本計画の策定にあたって
- 第2章 南部・東部地域の現状と課題
- 第3章 策定にあたっての基本的な考え方
- 第4章 南部・東部地域の今後の施策展開
 - 1.産業の振興及び雇用の創出
 - 2.住民の福祉の向上及び生活の安定
 - 3.防災・減災対策の推進
 - 4.魅力ある地域づくりの推進
 - 5.デジタル社会の形成の推進
 - 6.力強い市町村づくり
 - 7.脱炭素社会の実現【新設】

【主な変更点】

- 条例に定める基本的施策を基に、「住民の福祉の向上及び生活の安定」や「防災・減災対策の推進」等の項目を設け、今後の施策展開を見直すとともに「脱炭素社会の実現」の項目を新設。
- 社会情勢の変化や本県を取り巻く状況の変化に対応するため、「医療の確保」、「集落対策」、「アウトドア・スポーツツーリズムの推進」等を追加拡充。
- KGI（社会増減のマイナスから脱却）を達成するためのKPIの「観光入込客数」を「観光消費額」に変更。（観光戦略本部会議の目標と合わせるため）
- 目標を実現するための戦術を「拠点の形成」、「人材の確保・育成」だけでなく、「情報発信」等を追加。
- 同じような課題を抱える市町村（奈良市、天理市、桜井市の一部など）との連携について記載。

奈良県南部・東部振興基本計画の改定案について

○基本計画の構成

第1章 基本計画の策定にあたって

- 1. 策定の趣旨と目指す姿
- 2. 基本計画の位置づけ
- 3. 基本計画の対象地域
- 4. 基本計画の期間
- 5. 基本計画の構成
- 6. 基本計画の推進体制

第2章 南部・東部地域の現状と課題

- 1. 地勢
- 2. 人口の推移
- 3. 観光消費額、宿泊者数の推移
- 4. 産業別就業者数の推移・産業別就業者の割合、製造品出荷額等の推移
- 5. 暮らしに関する満足度の推移
- 6. 南部・東部地域における集落実態調査について
- 7. 南部・東部地域における諸課題

第3章 策定にあたっての基本的な考え方

- 1. 重点目標
- 2. 基本的施策
- 3. 目標を実現するための戦術

第4章 南部・東部地域の今後の施策展開

1. 産業の振興及び雇用の創出	(1) 産業の振興及び雇用の創出
2. 住民の福祉の向上及び生活の安定	(1) 住民の福祉の向上 (2) 生活の安定
3. 防災・減災対策の推進	(1) 防災・減災対策の推進

奈良県南部・東部振興基本計画の改定案について

○計画の構成

4. 魅力ある地域づくりの推進

- (1) 魅力を知ってもらう
- (2) 魅力を体験してもらう
- (3) 移り住んでもらう

5. デジタル社会の形成の推進

- (1) 地域デジタル化の推進

6. 力強い市町村づくり

- (1) 市町村と連携したまちづくりの推進
- (2) 「奈良モデル」の推進
- (3) 市町村行政経営向上への取組支援等

7. 脱炭素社会の実現【新設】

- (1) 脱炭素社会の実現